利益相反管理について

2026 年 7 月
第十興産株式会社

お客さま　各位

当社の自動車修理事業（鈑金・整備）・ロードサービス事業・レンタカー貸出し事業は、保険金の使途となるような財・サービスを提供する事業（「保険金関連事業」といいます。）に該当します。

【利益相反の例】
① 修理費用の見積もりが保険金請求額に影響を与え、お客様の利益が損なわれる場合
② 保険会社の指示を優先し、お客様の選択肢を制限する場合
③ レッカー・レンタカー費用等の不当な上乗せや架空の追加作業の請求

よって、お客さまとの間で利益が相反するおそれがあるため、当社では利益相反管理方針を策定し、従業員に周知を行っています。

お客様の利益が不当に害されることのないよう、透明性・公平性かつ適切に業務に取り組みます。

利益相反管理責任者
代表取締役　　井上　博